

【用語】仕法―仕方、方法 吉野紙―雛人形などの包装に用いた和紙
水餅―氷室の節句祝に食す餅 嘉祥―旧暦六月十六日、疫を除くため
の年中行事 水無月祓―夏越なごしの祓、旧暦六月晦日の神事 参府―参勤
のため江戸に出ること 御暇―参勤を終えて帰国すること 留守居
―藩の江戸屋敷に置かれた職名 在所―自領、ここでは小幡 御用達
―藩への出入りを許された商人 陸尺―六尺、雑役に従事した者 閑
札―宿泊所にたてられた板製の宿札 惣容―総容、家族一同 影膳
―道中の安全を祈るための陰膳

【解説】明和四年（一七六七）閏九月、織田氏にかわって松平忠恒ただつねが上
里見（榛名町）から入封し、松平氏の小幡藩政が始まった。松平氏は上
野国の甘楽・多胡・碓氷郡に表高二万石の所領を得たが、大部分は生
産性のあまり高くない畑地であり、年貢収入が限られていたため、藩
財政は当初から窮迫していたと思われる。さらに、松平氏は江戸に滞
在することが多い定府大名じょうふであったため、藩主とその家族・家臣団の
多くも江戸屋敷に居住しており、国元以上に江戸での支出が多かった。
このため藩財政は年々悪化し、くり返し経費節減や儉約などの方策を
とる必要があった。

この文書は、天保三年（一八三二）小幡藩が過去の儉約政策を踏まえ
て、さらなる儉約の徹底を図るために定めた一二〇カ条に及ぶ詳細な
儉約規定である。桃の節句の重詰めや嘉祥の祝儀の中止、参勤交代の
際の膳の規定、山王祭りの際の赤飯・酒等の廃止、参勤交代道中での
持ち物・供廻りの削減など、藩主や藩の年中行事に対する儉約事項が
記されている。ほかに後略部分では屋根・畳・障子などの修復、筆墨
紙・塩・みそ・薪の値段引下げなど、一般庶民の生活に対する儉約ま
で規定している。なお、松浦家文書は甘楽町指定の重要文化財である。